

令和6年第4回霧島市農業委員会定例総会

日時	令和6年5月10日(金) 15時00分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	8番 有 村 啓 太
事務局 振興農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主 査 森重 建吾 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」 5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 午後15時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第4回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届」について議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が2件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず、国分1及び国分2を4番委員。
4番委員	1号1番と2番を届出人等同様であるので一括説明します。届出は広瀬コミュニティ広場の南東及び南西に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラスで0.3mから0.5m盛土を行い、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。9月までの工期でありましたが、耕作に影響無いように調整を行うとのことでした。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔多数挙手〕
議長（会長）	賛成多数です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定76件の合計78件について、市長から意見を求められております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。
事務局	議案第2号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数3筆、面積2,809㎡。利用権設定76件、筆数83筆、面積185,941㎡。農地中間管理権設定2件、2筆、3,574㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしておりましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等は何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が20件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分1、2、3を4番委員。</p>
4番委員	<p>3号1番から3番を続けて報告します。</p> <p>3号1番及び2番。申請地は広瀬コミュニティ広場の南東及び南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして3号3番。申請地は川内ふれあい広場の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分4を13番委員。
13番委員	<p>3号4番。申請地は敷根東集会所の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分5、6を18番委員。
18番委員	<p>3号5番、6番を続けて報告します。</p> <p>3号5番。申請地は青葉小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>3号6番。申請地は、福沢地区自治公民館の南に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人7を7番委員。
7番委員	<p>3号7番について報告します。</p> <p>申請地は隼人学校給食センターの北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。取得後に野菜をつくる契約書が添えられています。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人8を10番委員。

10 番委員	<p>3号8番について報告します。</p> <p>申請地は市営大津団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川9を9番委員。
9 番委員	<p>3号9番。申請地は正牟田活性化センターの1,758㎡が西、1,172㎡が東に位置し、現況はそれぞれ田である。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川10、11を12番委員。
12 番委員	<p>3号10番。申請地は山ノ口公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号11番。申請地は山ノ口公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。3号10番については現況田であるが本人は野菜をつくる意向です。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園12、13を16番委員。
16 番委員	<p>3号12番。申請地は万膳地区自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には**さんが令和6年4月までの使用収益権を設定しており、今回、申請について同意書が添付されている。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号13番。申請地は大茶樹公園の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島14から18を2番委員。
2 番委員	<p>3号14番から18番を続けて報告します。</p> <p>3号14番。申請地は国分南小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号15番。申請地は堀之内運動公園の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以</p>

	<p>外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号16番。申請地は栢田自治公民館の北西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号17番と18番は譲受人が同一で申請地も隣接しておりますので、まとめて報告します。</p> <p>申請地は大窪公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島19を6番委員。
6番委員	3号19番。申請地は梅之木自治公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、福山20を15番委員。
15番委員	3号20番。申請地は新原自治公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の除外1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>国分1を4番委員。</p>
--------	--

4 番委員	4 号 1 番。申出地は国分南小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は農業用倉庫 1 棟、資材置場、駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申請地は第 1 種農地の隣接地一体事業に該当すると思われ、転用可能な見込みの土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。それではお諮りいたします。議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての除外 1 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 10 件提出されており、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、溝辺 1 を 5 番委員。
5 番委員	5 号 1 番。申請地は中野自治公民館の東に位置し、現況は転用実施済みであり、平成 18 年 6 月頃事務所兼一般住宅 1 棟、倉庫 1 棟、通路、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、事務所兼一般住宅 1 棟、倉庫 1 棟、通路、駐車場にするものであり、すでに実施済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 を 4 番委員。
4 番委員	5 号 2 番。申請地は市営第一福島団地の西に位置し、現況は転用済みである。なお、平成 9 年頃事務所、工場、駐車場にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟、工場 1 棟、駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 3、4 を 13 番委員。
13 番委員	5 号 3 番。申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5 号 4 番。敷根東集会施設の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成 20 年頃宅地にしてしまったと始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地にするもので既に実施済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に、単人5を7番委員。
7番委員	5号5番。申請地は日当山地区公民館の北西に位置し、現況は事務所敷地である。なお、昭和55年頃事務所にしてしまったと始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所、駐車場を建設するものであり、既に実行済みであることから実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、単人6を10番委員。
10番委員	5号6番。申請地は中道公民館の南西に位置し、現況は道路である。なお、年月日不詳、造成し自宅までの通路として利用したと経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路建設であり、既に実施済みであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺7を1番委員。
1番委員	5号7番。申請地は三縄地区自治公民館の東に位置し、現況は山林である。なお、平成16年4月頃、山林にしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は山林であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺8を8番委員に代わり14番委員。
14番委員	5号8番。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は住宅、作業所、コンテナを建築されている。年月日不詳で一般住宅、作業所、コンテナを建築してしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、作業所1棟、コンテナの建築であり、既に実施済みである。隣接地については被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島9、10を6番委員。
6番委員	5号9番。申請地は牧神自治公民館の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成29年頃植林をしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実施済みである。隣接地については被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5号10番。申請地は梅之木自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。なお、年月日不詳で、通路にしてしまったと始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は通路にするものであり、既に実施済みである。隣接地については被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、5月10日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が19件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を5番委員。
5番委員	6号1番。申請地は敷根地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅6棟と道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく国分2を6番委員。
6番委員	6号2番。申請地は国分南中学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分3、4を4番委員。
4番委員	6号3番と4番を続けて報告します。 6号3番。申請地は市営野口団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲地2区画とするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6号4番。申請地は市営松木住宅の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画区域内農地に該当するものと思われる。また、転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分5、6を13番委員。
13番委員	6号5番、6番を続けて報告します。 6号5番。申請地は市営川内団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は借家2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6号6番。申請地は川内農村広場の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成18年4月

	<p>頃宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、既に実施済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分7から9を17番委員。</p>
17番委員	<p>6号7番から9番までを報告します。</p> <p>6号7番。申請地は木原中学校の東に位置し、現況は畑である。経緯書が50年ほど前から宅地利用していると提出されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、既に実施済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号8番。申請地は上小川小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の公衆用道路7.90㎡を一体利用するもので、同意は得られている。全体計画は751.90㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号9番。申請地は舞鶴中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人10、11を5番委員。</p>
5番委員	<p>6号10番、11番を続けて報告します。</p> <p>6号10番。申請地は人権啓発センターの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>6号11番。申請地は市営稲荷団地の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人12、13を10番委員。</p>

10 番委員	<p>6号12番、13番を続けて報告します。</p> <p>6号12番。申請地は市宮木之房団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>6号13番。申請地は中道公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺14、15まで3番委員
3番委員	<p>6号14、15番を報告します。</p> <p>6号14番。申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号15番。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、溝辺16、17を8番委員に代わり14番委員。
14番委員	<p>6号16番。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地114㎡を一体利用するので、全体計画面積は266㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>6号17番。申請地は上石原自治公民館の南に位置し、現況は通路である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に霧島18を2番委員。
2番委員	<p>6号18番。申請地は霧島中学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地266.48㎡を一体利用するので、全体計画面積は574.48㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山19を19番に代わり7番委員。

7 番委員	6 号 19 番。申請地は下牧之原公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、5 月 10 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取することといたします。

△ 議案第 7 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 3 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	7 号 1 番。申出地は新川公民館の南東に位置し、現況は転用済みである。転用目的は店舗 1 棟、資材置場、駐車場、通路にするもので、なお、令和 5 年 12 月に店舗にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて道路側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 7 番委員。
7 番委員	7 号 2 番。申出地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は田である。転用目的は建売住宅 16 棟及び道路を建設するものである。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、先に許可された建売住宅 8 棟から 16 棟へ事業計画変更がなされているものです。以上です。
議長（会長）	次に、福山 3 を 15 番委員。
15 番委員	7 号 3 番。申出地は堀之頭公民館の西に位置し、現況は畑である。転用目的は風況観測塔を建築済みである。農業施設あり、一時転用の期間延長に当たるものである。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それでは質疑終了をいたします。お諮りいたします。議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変

	更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。以上で令和6年第4回定例総会に付議されました議案の審議は終了いたしました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和6年第4回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後16時05分